内閣参質二二二第三三号
令和八年十一月二十七日

参議院議長　関口　昌一　殿

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議員石垣のりこ君提出学校徴収金の管理及び校長等による私費での補填に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

参議院議員石垣のりこ君提出学校徴収金の管理及び校長等による私費での補填に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、様々な事情を考慮して個別具体的に判断されるものであることから、一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「保護者の未納によって学校徴収金に不足が生じ、業者への支払が困難となった場合」における対応の在り方については、各地方公共団体において個別具体的な事情により判断されるべきものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、一般論として、当該場合において、「不足額」については「保護者」が負担すべきものであり、「校長等」が「不足額」を「私費」で「補填」することは適切ではないと考えている。

三について

文部科学省においては、令和九年度以降、御指摘の「学校給食費」に係る「公会計化等」の実施状況に

ついて調査を行うことを予定しているところ、お尋ねの「校長等が私費で補填した実態」及び「校長等に負担を生じさせている実態」について調査するか否かを含め、当該調査の「実施時期、対象及び調査項目」については、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和七年文部科学省告示第百十四号）において「学校徴収金の徴収・管理」は「学校以外が担うべき業務」としている趣旨や、当該調査に対応する学校現場の負担軽減の観点も踏まえつつ検討していく考えである。

四の1について

文部科学省が令和四年度に実施した「学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査」によると、「学校給食費に係る公会計化等」の「実施を予定していないと回答した教育委員会」が、その「支障となっている事由」として回答した主な事項としては「情報管理のための業務システムの導入・改修に係る経費」、「人員の確保」、「情報管理のための業務システムの運用に係る経費」等があるものと認識している。

四の2及び3について

政府としては、「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について（通知）」（令和五年八月

三十一日付け五文科初第千四十三号文部科学省初等中等教育局長通知）において「学校給食費については、徴収・管理の効率化や透明性の確保の観点からも、公会計により取り扱うべき」としていることや、「学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について（通知）」（令和七年四月三十日付け七初財務第三号文部科学省初等中等教育局財務課長通知。以下「課長通知」という。）において「各地方公共団体・・・は、学校徴収金の徴収・管理の業務に関し、・・・地域の実情に応じて、学校教育活動の効果的な実現に必要な教材費等を公会計化した上でその徴収・管理を地方公共団体の業務とすることや、学校を経由せずに保護者と業者等の間で直接支払い等を行う方法のいずれかを選択するなど、それらの業務を学校以外が担うようにするための適切な推進方策を検討」するよう促していることを前提に、御指摘の「学校給食費及びそれ以外の学校徴収金」の「公会計化等の導入予定がない自治体に対して」「導入に向けた計画の策定や目標年度の設定を求める」こと及び「未実施自治体に対して、導入に向けた具体的な計画の策定を促す」ことについては、三についてで述べた調査の結果等を踏まえつつ検討していく考えである。

五の1及び3について

御指摘の「保護者の未納等によって学校徴収金に不足が生じた場合」における「業者への支払に必要な

資金」に係る対応については、各地方公共団体において個別具体的な事情により判断されるべきものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、一般論として、二についてで述べた理由から、当該場合において、「業者への支払に必要な資金」について、「校長等」に「私費で補填」させ、又は「不足額を負担」させることは適切ではないと考えている。

五の2について

御指摘の「保護者の未納等によって学校徴収金に不足が生じ、業者への支払が必要となった場合」の対応の在り方については、各地方公共団体において個別具体的な事情により判断されるべきものであるが、いずれにせよ、文部科学省としては、学校現場の負担軽減等の観点から、「学校徴収金」について「公会計化等」に向けた取組を進めることが重要であると考えており、課長通知において、「教材費や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理については、平成三十一年の中央教育審議会答申・・・で示された「学校・教師が担う業務に係る三分類」・・・において「基本的に学校以外が担うべき業務」に分類され、地方公共団体が担っていくべきとされている」ことを示した上で、「学校教育活動の効果的な実現に必要な教材費等を公会計化した上でその徴収・管理を地方公共団体の業務とすることや、学校を経由せずに保護者

と業者等の間で直接支払い等を行う方法のいずれかを選択するなど、それらの業務を学校以外が担うようにするための適切な推進方策を検討いただき、必要な取組を一層推進いただく」よう促しているところであり、引き続き、必要な周知に努めてまいりたい。